

## 環境文明社会づくり あれこれ(45)

### 源流(45)

新たなミッション、即ち、改正公健法案を国会で成立させること、もう一つは健康被害予防事業を確実に実施するための「500億円基金」の造成の二つは、いずれも困難な仕事であった。まず法案の中身は、“大気汚染が大幅に改善したので、今後は新規患者は認定しない。但し、既認定患者は、治癒するまでは従来どおり継続。その上で、健康被害が新たに発生しないよう、予防事業（調査・研究、知識の普及、研修や自治体による健康相談事業への助成等）は別途、基金を造成して着実に実施。”というもの。

これに対し激しい批判が寄せられていた。曰く、「大気汚染は本当に改善したのか。SO<sub>2</sub>環境濃度は確かに低下したが、固定・移動の両発生源からのNO<sub>2</sub>などは依然高濃度ではないか。SO<sub>2</sub>の改善を理由に、今後も発生するであろう患者を切り捨てるだけの悪法ではないか。本来、被害者の側に立つべき環境庁のやることか！」といった類の批判は、被害患者会だけではなく、マスコミもこの法案批判を大きく取り上げてい

た。しかし環境庁は、健康被害の専門家による検討に相当の時間をかけ、慎重に協議してもらって、審議会の答申を得た上で、改正法案を作成し、国会に上程していた。ここまでは私自身は全く関与していなかったが、上述のような厳しい雰囲気の中で、提出されていた法案を国会を通すという作業の現場担当者になったのである。

しかし私は、この法案に対する激しい批判にもたじろがなかった。その理由は、①四日市市が当時の急激で激甚な汚染による被害発生とコンビナート立地企業からの税収による財政力を背景に始めた救済制度を全国に拡大することの困難さを見極めた上で、制度化は無理と厚生省公害部時代にすでに見定めていたこと（「あれこれ」43回）、②大気規制課時代にSO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>対策を真剣に進め、企業や自治体の対策努力と効果を実感していたこと、③前にも紹介したように、OECD環境委員会が日本の環境政策レビューを実施した際、この被害補償制度にも注目。委員会メンバーは四日市市を訪問し、被害者を含む関係者にも面談した上での最終結論（1977年）として、

加藤 三郎

「この制度が非弾力的であること、公害が減少しているにもかかわらず、支払われた補償総額が増加している事実、及び境界線の問題を起こしている指定地域の存在に関連する困難に留意した。しかしながら、この制度は非常に切迫した問題に対し、過渡的ながらも正しい回答を提供した」と評価した。つまり、日本の切迫した汚染問題に対しては、過渡的には「正しい回答」であったが、逆に言えば、この制度は永続的ではないのではないかとOECDメンバーは理解したと私は考えていた。

このように①～③の理由で、評判の悪い法案に対しても、私は動ずることなく、国会通過のために奮闘できた。当時、自由民主党は衆参両院で過半を越す議席を持っていたので、法案を通すのは難しなかった筈。しかし大都市・工業都市に選挙区があり、認定患者らと世論とに配慮した自民党議員も少なからずいたので、予断は許されなかったのである。

（訂正：43回の末尾3行目  
誤：1973年 正：1969年）

